

日タイ経済連携協定に基づく原産地証明書データ交換
における e-COの利用方法

日タイ経済連携協定（以下「日タイEPA」）に基づく原産地証明書データ交換においては、これまでの紙の原産地証明書の提出に代えて、輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「NACCS」）で受信した原産地証明書のデータ（電子原産地証明書：e-CO（イーシーオー））を提出することにより日本への輸入においてEPA税率の適用を求めることができます。NACCSにおけるe-COの利用方法を、以下のとおりお知らせいたします。

記

1 e-COを利用できる方

(1) 輸入者、通関業者

日タイEPAに基づき、EPA税率を適用しようとする輸入貨物の通関手続をNACCSで行う輸入者又は通関業者の方であって、当該EPA税率の適用にあたりe-COの利用を希望する方がご利用いただけます。事前の申込等は必要ありません。

e-COの利用にあたっては、輸入者の貿易取引相手であるタイの輸出者からタイ発給機関に対し e-COの発給手続を依頼していただく必要があります。

※1 税関官署の窓口に設置されている窓口電子申告端末利用による輸入申告やNACCSを利用しないマニュアル申告を行う場合では、e-COは利用できませんのでご留意ください。

(2) タイ発給機関

e-COの発給は、タイ商務省で行います。

2 e-COの取扱い

(1) e-COの発給

タイ発給機関において日本向けe-COの発給申請の受付をしています。

e-COの利用を希望される場合、輸入者等において貿易取引相手であるタイの輸出者にe-COの発給手続を依頼してください。

なお、下記(2)のようにNACCSにおいてe-COを利用するためには、あらかじめ、発給されたe-COについて、輸出者にその内容を確認するか、e-COの控え（輸出者がタイ発給機関のシステムからPDFファイルでダウンロードすることができます。以下「e-CO控え」）を輸出者から入手して確認する必要があります。

※2 タイ発給機関は、輸出者の申請に応じてe-CO又は従来の紙の原産地証明書を発給します。

※3 NACCSでe-COを利用するためには必要な自社システムの準備が整っていない場合、税関官署の窓口に設置されている窓口電子申告端末による輸入申告やNACCSを利用しないマニュアル申告を行う場合は、e-COを利用することができないため、タイの輸出者に対して従来の紙の原産地証明書の発給手続を依頼する必要がある点にご留意ください。

(2) e-COの確認

タイ発給機関が発給したe-COはNACCSに直接送信されます。輸入者等において、NACCSが受信したe-COを輸入申告に使用する際には、事前に以下の要領で内容を確認してください。

- ① NACCSの原産地証明書情報内容照会（IOV）業務を利用して、e-COの内容を確認してください。この業務により、e-COの内容を確認する際には、輸出者から確認したe-COの原産地証明書番号（Reference No.）及び1品目目のインボイス番号（Invoice number）が必要です。IOV業務入力画面の「C/O番号」欄には原産地証明書番号を、「eC/Oキー」欄には1品目目のインボイス番号を入力してください。

※4 NACCSでのe-COの具体的な利用方法は下記3のNACCS掲示板を参考いただぐか、4のNACCSセンターヘルプデスクにお問い合わせください。

※5 IOV業務で確認できるe-COの情報は帳票形式で出力することもできます。

- ② e-COの内容の確認にあたっては、原産地証明書への記載が必要とされている事項が確認できることのほか、通関関係書類と照らし合わせる等を行い、輸入しようとする貨物との同一性及び当該貨物の原産性についても確認してください。e-COに申告貨物との同一性又は原産性に關

する不備がある場合の取扱いについては、従来の原産地証明書と同様に「不備のある経済連携協定（EPA）原産地証明書等の取扱い」をご参照ください。

https://www.customs.go.jp/roo/procedure/fubi_epa.pdf

なお、NACCSが受信したe-COには発給機関の署名や印影は付されません。

③ e-COの内容にシステム不具合と考えられる事象（データ項目の脱落、e-COとe-CO控えの情報の相違等）を確認した場合には、NACCSセンターへルプデスクへお問い合わせください。なお、e-COにシステムエラーと考えられる不備がある場合であっても、e-CO控えにより必要な情報が確認できる場合には、当該e-COは有効なものと扱います。

④ e-COが発給されたにも関わらず、上記①の方法によってe-COの情報をNACCSで確認できない場合には、以下のような原因が考えられますので、必要に応じて輸出者又はNACCSセンターへルプデスクへお問い合わせください。

- ・ NACCSに入力した原産地証明書番号又はインボイス番号に誤りがある
- ・ 発給機関による必要項目のシステムへの入力漏れ・誤りによりe-COがNACCSで受信できない
- ・ システム障害の発生によりe-COがNACCSで受信できない

※6 NACCSでe-COを利用するためには、e-COに登録された原産地証明書番号又はインボイス番号と全く同じものを入力する必要があります。

※7 日本側が運営するシステムの運転状況については以下のURLからご確認いただけます。タイ側のシステムの運転状況については、NACCSセンターへルプデスク、輸出者又は発給機関にご確認ください。

日本側が運営するシステムの運転状況に関するお知らせページ

<https://info.eco-gw.com/>

(3) 輸入申告におけるe-COの具体的な提出方法

日タイEPAに基づくEPA税率を適用しようとする貨物の輸入申告の際には、e-COを提出してください。

e-COの提出は、輸入申告事項登録（IDA）業務において輸入承認証等欄に以下の①又は②のいずれかを入力することにより行います。

- ① e-COの1品目目のインボイス番号（eC/Oキー）及び原産地証明書番号（C/O番号）を入力する場合

輸入承認証等識別欄	輸入承認証番号等欄
G E N S	1品目目のインボイス番号（eC/Oキー）
G E N S	原産地証明書番号（C/O番号）

- 輸入承認証番号等欄を2欄使用し、e-COの1品目目のインボイス番号（eC/Oキー）、原産地証明書番号（C/O番号）の順に連続して入力してください。

- ② e-COについてNACCSが払い出したN-C/O番号を入力する場合

輸入承認証等識別欄	輸入承認証番号等欄
G E N N	N-C/O番号

- N-C/O番号は、IOV業務で確認することができます。
- 原則、N-C/O番号を使用するか否かは自由ですが、①のe-COの1品目目のインボイス番号（eC/Oキー）又は原産地証明書番号（C/O番号）が20桁を超える場合等は、N-C/O番号を入力する必要があります。

※8 IDA業務で入力したeC/Oキー及びC/O番号の組合せ又はN-C/O番号に該当するe-COの情報がNACCSに登録されていない場合には、エラーとなりIDA業務を行うことができません。

※9 蔽入承認申請、移入承認申請又は総保入承認申請におけるe-COの提出も同様の方法により行ってください。

※10 e-COの貨物を分割して輸入する場合には、NACCSの原産地内取内容仮登録（OAC）業務を使用してシステム上で原産地証明書の内取を行うことができます。NACCSでのe-CO関連業務の具体的な利用方法については、下記3のNACCS掲示板を参照いただくか、下記4のNACCSセンターヘルプデスクにお問い合わせください。

※11 原産地証明書識別コードについては、e-COを使用する場合も従来の原産地証明書を使用する場合と同じ「THT4」（日タイEPA・第三者証明制度）を入

力してください。

※12 輸入申告後に eC/Oキー及びC/O番号又はN-C/O番号の入力誤り等があった場合には、速やかに申告先税関にご相談ください。

※13 輸入申告の際に提出された e-COについては、関税法第 94 条第 1 項ただし書の規定により、輸入者の保存義務は課されません。

※14 e-COを利用して輸入された貨物について、税関は、必要に応じて、EPAに基づく原産品であるか否かの確認（事後確認）を行います。

3 参考情報

原産地証明書のデータ交換について（税関HP/原産地規則ポータル）

<https://www.customs.go.jp/roo/procedure/data/news.html>

輸入申告に係る原産地証明書のデータ交換 関係資料（NACCS掲示板）

<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/system/etcdoc/eco/index.html>

4 お問合わせ先

(1) NACCSでのe-CO関連業務の利用方法に関するお問合わせ

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（NACCSセンター）

ヘルプデスク

お問い合わせ Web フォーム：

<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/inquiry/nnewebqa>

電話：0120-794-550 又は 03-6628-6270

(2) 原産地規則・関連する税関手続に関するお問合わせ

各税関の原産地調査官

<https://www.customs.go.jp/question2.htm#c>

※15 日本からの輸出に関するe-COの利用については、発給システムに関するご質問は日本商工会議所へ、その他の運用に関するご質問は経済産業省へお問い合わせください。

(経済産業省ニュースリリース)

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/JTEPA_eCO.html

以上